

博物館の登録に関する規則の一部改正について

1 要旨・目的

博物館法（昭和26年法律第285号）の改正に伴い、関連する県規則を改正する。

2 博物館法の改正概要

博物館法の一部を改正する法律の概要は別紙のとおり

3 博物館法の改正内容

(1) 登録要件の見直し

- ・ 博物館設置者要件の見直し
- ・ 審査基準の見直し

(2) 登録審査の手続き等の見直し

- ・ 学識経験者の意見聴取の義務化
- ・ 運営状況の定期報告の義務化

4 施行期日

令和5年4月1日

5 改正規則

別紙のとおり

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとする【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

博物館の登録に関する規則

昭和 27 年広島県教育委員会規則第 2 号

(登録の申請)

第 1 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の登録申請書は、別記様式第 1 号によるものとする。

2 法第 12 条第 2 項第 3 号に規定する書類は、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

(登録の基準等)

第 2 条 法第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する基準は、教育長が別に定める。

2 広島県教育委員会は、法第 13 条の規定による登録要件の審査に当たっては、必要に応じて実地調査等を行うものとする。

(登録原簿)

第 3 条 法第 14 条の博物館登録原簿は、別記様式第 2 号によるものとする。

(登録変更届)

第 4 条 法第 15 条第 1 項の規定による変更の届出は、別記様式第 3 号によるものとする。

(定期報告)

第 5 条 法第 16 条による定期報告の時期及び内容については、教育長が別に定める。

(廃止届)

第 6 条 法第 20 条第 1 項の規定による博物館の廃止の届出は、別記様式第 4 号によるものとする。

2 前項の届出は、その事由の生じた日から 20 日以内に、行わなければならない。

(委任規定)

第 7 条 この教育委員会規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この教育委員会規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別記) 様式第1号

博物館登録申請書

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

申請者

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

様式第2号

博 物 館 登 録 原 簿			
事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称及び住所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
備 考			

様式第3号

博物館登録変更届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

設置者

変更年月日	変更内容		変更の事由
	変更前	変更後	

様式第4号

博 物 館 廃 止 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

設置者

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	